

住みやすい住環境の整備

施策目標

地域の特色を活かしたゆとりある住環境を維持し、住みやすい魅力あるまちをめざします。

現状と課題

- ▶本市では、都市計画道路の整備や大規模な土地利用転換等の際に、周辺の住環境と調和のとれたまちなみとなるよう、地区計画制度などを活用し、規制誘導を行っています。
 - ▶住み続けたい・住んでみたいと思える魅力ある住環境を保全・形成するためには、駅周辺をはじめ、それぞれの地域の特性にふさわしい土地利用を促進する中で、地域の環境と調和のとれた都市開発の誘導及び景観の整備、身近なみどりなど地域の特色を活かした愛着がわく美しいまちなみの整備等を進める必要があります。
 - ▶多くの人が利用する駅周辺などにおいては、市民、事業者、行政の協働により、にぎわいのあるまちなみづくりや誰もが暮らしやすいと思えるような都市機能の誘導、ユニバーサルデザインの導入及び
- バリアフリー化をさらに進めることが必要です。
- ▶全国的に空き家等は増加傾向にあり、防犯、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が指摘されています。本市では、市内の空き家等の流通促進と建物等の継続利用による空き家等の発生予防を図るため、空き家情報登録制度「西東京市空き家バンク」を創設しました。今後は、この制度を活用しながら、良好な住環境の保全に努める必要があります。
 - ▶高齢者単身世帯の割合の増加などに伴う居室内での事故や孤独死等のリスクの高まりを背景に、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等の住宅確保要配慮者が入居を拒まれるケースが見られるため、安心して暮らせる住宅の確保を支援することが必要です。

関連する個別計画等

- ・都市計画マスタープラン
- ・人にやさしいまちづくり推進計画
- ・住宅マスタープラン
- ・空き家等対策計画
- ・住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

データ



成果指標

	現状値	目標値
●地区計画決定数（累計）	9 地区	12 地区
●助成金の交付を受けて耐震診断・耐震改修等（耐震化）された戸数	11 戸	11 戸
●空き家等想定件数	870 件	870 件

：西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 身近にみどりを感ずることができ る美しいまちなみづくりの推進

適正な建築基準行政を推進するとともに、景観づくりのルール化などに取り組みます。また、市民、事業者、行政が連携して、みどりの保全や地域の特性を活かしたまちなみづくり、景観に配慮した開発の誘導、住みやすい住環境の推進などに取り組みます。

2 駅周辺や各地域の特性に応じた 特色あるまちづくりの推進

都市機能の向上等が望まれる駅周辺については、にぎわいと交流があるまちづくりを目指し、まちの顔にふさわしい都市機能の誘導を進めます。また、各地域においては、権利者や事業者などの関係者等との連携を強化し、市民の意見を取り入れながら、それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。

3 誰もが利用しやすいまちづ くりの推進

誰もが不自由なく外出時の移動や公共施設などの利用ができるよう、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めます。

4 空き家等対策の推進

空き家等の問題に対する意識啓発を行うとともに、市民、事業者、所有者等と連携・協力して、空き家等の発生抑制に努めます。また、既に発生している空き家等については、所有者に対して必要な情報提供を行い、利活用の促進や適切な管理支援を行います。

5 要配慮者の住まいの確保の 支援

住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保するための支援に取り組みます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
良好な景観整備の推進	都市計画マスタープランで示す土地利用の方針を踏まえ、地域の特性を活かし、みどりと住環境、都市機能などが調和した良好な都市景観を形成するため、地区計画等の検討・策定を行います。	都市計画課
駅周辺環境の充実	都市計画マスタープランで示す駅拠点では、駅周辺における公園の整備や連続立体交差事業を契機とした交通広場の再整備等、にぎわいと交流の拠点となるまちづくりを推進します。	みどり公園課 都市計画課
空き家等対策・利活用の推進	防災、衛生、景観等の観点から空き家等の適切な管理を行うため、市内の空き家等の実態把握、空き家バンクの利活用等、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施します。	住宅課
住宅セーフティネット事業の実施	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居ができるよう、不動産団体・居住支援団体・市が連携し、賃貸人・賃借人の双方への住宅情報の提供と必要な支援を行います。	住宅課

体系的な道路ネットワークの整備

施策目標

計画的な道路整備や維持管理を行い、安全性や防災性、交通便利性の高いまちをめざします。

現状と課題

- ▶ 都市の骨格を形成する幹線道路である都市計画道路は、交通を安全で円滑に処理するだけでなく、延焼の防止等の防災空間、沿道環境を保全するための環境空間、ライフラインの収容空間などの多様な機能を担う重要な都市基盤です。これまで都市計画道路等の整備を進めてきましたが、いまだ整備率は低い水準にあります。
- ▶ 幹線道路に囲まれた生活道路は、日常的な交通便利性や安全性、快適性を確保するために重要であり、体系的な道路ネットワークを形成する必要があります。
- ▶ 市内の踏切については、交通のボトルネックとなっており、長期的には道路と鉄道の連続立体交差化による踏切の解消が検討されていますが、あわせて、歩行者の安全性確保を目的とした短期的な対策を実施することが必要です。
- ▶ 橋梁や道路の機能を適正に発揮し続けるためには、経年劣化に加え、地震等の災害にも耐えることが必要です。そのため、防災・安全性能について向上を図ることが必要です。

関連する個別計画等

- ・都市計画マスタープラン
- ・道路整備計画
- ・無電柱化推進計画
- ・橋梁長寿命化修繕計画
- ・下水道プラン

データ



成果指標

	現状値	目標値
●都市計画道路整備率 🏆	48.4%	57.9%
●無電柱化路線整備率 🏆	6.6%	9.1%

🏆: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 道路ネットワークの充実

市民の利便性の向上や慢性的な交通渋滞の解消、生活道路における通過交通の抑制、防災性の向上を図るため、都市計画道路等の幹線道路の整備を計画的に進めます。また、道路と鉄道の連続立体交差化の推進や、市内の踏切について歩行者の安全確保を第一とした取組を検討します。

2 道路等の適切な維持管理

地域内の移動を支える生活道路については、地域住民の意見を踏まえながら、必要に応じて道路の部分改良や補修等を行います。また、老朽化が進む都市基盤に関しては、計画的な更新や長寿命化を推進するとともに、橋梁等については、防災・安全性能を維持するために必要な修繕等を計画的に進めます。

3 安全な歩行空間の確保

安全な歩行空間の確保に向け、部分的な歩道の新設・拡幅を検討します。また、幹線道路等の整備にあわせた無電柱化を計画的に進めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
西東京都市計画道路3・4・11号線の整備	西東京都市計画道路3・4・11号線の未整備区間を整備し、市内東西方向のアクセス向上を図ります。	道路課
西東京都市計画道路3・4・17号線の整備検討	東伏見駅南口へのアクセス性の向上などを図るため、西武新宿線の連続立体交差事業にあわせ、南口駅前広場付近以南の西東京都市計画道路3・4・17号線の整備に向けた検討を行います。	都市計画課 道路課
西東京都市計画道路3・4・18号線の整備検討	西武柳沢駅北口の交通利便性及び北口商店街の活性化を視野に、北口交通広場など西東京都市計画道路3・4・18号線の整備に向けた検討を行います。	都市計画課 道路課
西東京都市計画道路3・4・24号線の整備	交通アクセスの円滑化及び周辺地域の活性化を図るため、田無駅南口の交通広場の整備を推進するとともに、西東京都市計画道路3・4・24号線の整備に向けた準備を行います。	道路課
西東京都市計画道路3・5・10号線の整備	東西方向のアクセス性の向上や防災性の向上を図るため、西東京都市計画道路3・5・10号線の未整備区間について、整備に向けた準備を行います。	道路課
道路と鉄道の連続立体交差化に向けた取組	東京都が事業主体となる西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間における連続立体交差化を推進するとともに、「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」に基づいたまちづくりの検討を行います。	交通課
市道の新設改良事業の実施	歩行者及び通行車両の安全で円滑な通行を確保するため、市道の新設改良工事を行います。	道路課
向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路の整備	向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備計画に基づき、安全で円滑な交通環境の実現に向けた市道の整備を行います。	道路課
公共インフラ保全事業の実施	道路・橋梁等の安全を確保するとともに、維持保全に係るコストの削減を図るための修繕を計画的に行います。また、老朽化等による被害を未然に防止するための定期点検を実施します。	道路課 下水道課
下水道施設保全事業の実施	老朽化が進む下水道施設について、「ストックマネジメント計画」に基づき、適切な維持管理による耐用年数の延伸、ライフサイクルコストの縮減を図ります。	下水道課
地籍調査の実施	国土調査法に基づき、土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化などを図るため、土地の境界や面積等の調査を実施します。	道路課
安全な歩行空間の確保	歩行者及び通行車両の安全で円滑な通行を確保するため、道路の改良などの整備等により、歩行空間の確保を図ります。	都市計画課 道路課

人と環境にやさしい交通環境の整備

施策目標

誰もが安全性、利便性、快適性を感じられる総合的な交通環境づくりをめざします。

現状と課題

- ▶本市では、既存の鉄道、路線バスではカバーしきれない公共交通空白地域の交通便利性向上を目的に、コミュニティバス「はなバス」を運行しています。また、自転車が安全・快適に通行できる環境づくりに向けて、自転車の通行空間や自転車ナビマークの整備を進めています。
- ▶市民の移動需要に応じたコミュニティバス「はなバス」の運行改善や新たな公共交通手段の検討に取り組むとともに、技術革新等を見据え、交通事業者などの多様な主体と連携しながら、自転車と歩行者、車が共存する安全な交通環境の実現に取り組む必要があります。
- ▶鉄道・バス・タクシー・自転車等の乗り換えを行う交通結節機能の向上を図ることが必要です。
- ▶近年、環境への配慮や健康志向の高まり、体力づくりなどの理由から、自転車利用者が増えています。
- ▶駅周辺等における需要に応じた自転車駐車場の整備や放置自転車対策が必要です。また、シェアサイクルの普及促進に向けた検討など、自転車を活用したまちづくりを進めることが求められています。
- ▶ユニバーサルデザインの視点から、市民の移動ニーズに応じた支援の検討が必要です。

関連する個別計画等

- ・都市計画マスタープラン
- ・地域公共交通計画
- ・交通安全計画
- ・道路整備計画

成果指標

	現状値	目標値
●はなバスの輸送人員 	2,665人	3,607人
●駅周辺の自転車駐車場収容可能台数 	17,816台	増加
●市道への自転車ナビマーク・ナビラインの整備路線数 	13路線	増加

: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 体系的な交通ネットワーク整備の推進

すべての人にやさしく、環境に配慮した安全・安心な交通体系の実現に向けて取り組みます。また、市民ニーズや利用実態を踏まえた「はなバス」の効率的な運行に努めるとともに、既存の鉄道、路線バスでは対応できない公共交通空白地域の移動手段については、ユニバーサルデザインの視点を踏まえて検討します。

2 歩行者、自転車、車が共存するまちづくりの推進

一定規模以上の幅員を有する幹線道路においては、道路空間の再配分を検討します。その他の道路については、歩行者や自転車、車それぞれの通行状況に応じた安全対策などの検討を進めます。また、徒歩や自転車などの環境にやさしい移動手段への転換を図るため、自転車駐車場の整備等やシェアサイクルの普及促進に向けた検討を進めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
はなバスの運行	既存の鉄道や路線バスではカバーしきれない「公共交通空白地域」の解消を目的に、バス事業者との協定により、コミュニティバス「はなバス」を運行します。	交通課
公共交通空白地域における移動手段の検討	「公共交通空白地域」の解消に向けた新たな移動手段の導入について、道路基盤整備の進捗状況を踏まえながら、運行の持続性を考慮して検討等を進めていきます。	交通課
自転車を活用したまちづくりの推進	環境にやさしい交通手段である自転車利用時の利便性を向上し、活用の促進を図るため、自転車通行空間の整備やサイクルシェアリングの普及促進に向けた民間事業者との調整、検討などを行います。	交通課
駅周辺の自転車駐車場の検討	将来的な需要を見据え、自転車駐車場の運営方法や適正配置に向けた検討を行います。	交通課

災害や地域の危機に強いまちづくりの推進

施策目標

市民の生命や財産を守るため、非常時における危機管理体制を強化し、地域の防災力を高めることで、安全・安心かつ強靱なまちをめざします。

現状と課題

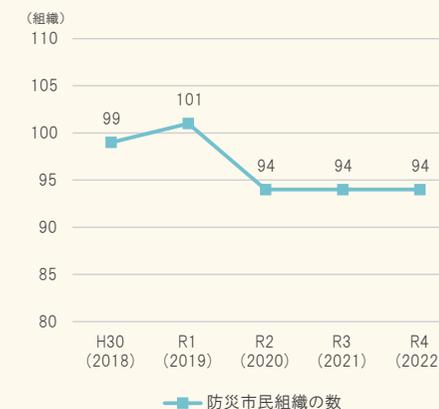
- ▶ 東京都では、令和4（2022）年に、首都直下型地震等による東京の被害想定が10年ぶりに見直されました。市内では大規模な延焼クラスターの発生による建物被害や死傷者等の増大が懸念され、木造密集地域等への火災抑止、地域住民による初期消火能力の向上などが課題となっています。
- ▶ 本市では、防災行政無線等による緊急情報の提供体制の確保とともに、防災訓練の実施や避難所運営協議会における活動、防災講話などを通して地域における自助・共助の意識醸成に努めています。
- ▶ いつどこで起きるのかわからない災害等の被害を最小限に食い止めるため、公助として防災基盤や情報提供手段の整備、耐震化等を引き続き進めていくとともに、さらに災害対策や危機管理に向けた組織体制の構築を推進していくことが必要です。
- ▶ 市民が地域の災害リスクを正しく理解し、「自らの命は自らが守る」という自助の考え方と、非常時に市民同士で助け合う共助の取組を強く後押しすることが必要です。
- ▶ 備品等の備えや、家具の固定等、防災意識の啓発に取り組むとともに、大規模災害を想定した防災訓練や災害時における要配慮者への支援訓練など、地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図ることが必要です。
- ▶ 近年、大型の台風や局地的な豪雨により、各地で浸水被害を受けることがあり、雨水溢水対策として、幹線道路の整備にあわせて、雨水幹線等の整備を検討することが必要です。

関連する個別計画等

- ・ 国土強靱化地域計画
- ・ 地域防災計画
- ・ 国民保護計画
- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 下水道プラン
- ・ 耐震改修促進計画

データ

■ 防災市民組織の数の推移



成果指標

	現状値	目標値
● 防災市民組織の数	94 組織	150 組織
● 総合防災訓練等への参加延べ人数	1,661 人	10,000 人
● 「災害に強いまち」の取組に対する市民満足度	20.6% (令和3年度)	26.6%

: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 防災基盤の整備の推進

自助・共助・公助の認識に基づく防災対策とともに、防火水槽・消火栓、防災行政無線などの整備・更新に取り組みます。また、災害時に備えた備蓄品の充実を図るとともに、災害が発生又は発生が予想される場合の情報伝達や連絡体制の強化、緊急情報の効果的な提供に努めます。

2 災害時の協力体制の確保

災害時における市民との協力体制を構築・強化します。また、地域、関係機関、行政が連携して、災害を想定した訓練や協力体制の構築に向けた取組を行うとともに、災害時にスムーズな避難ができるよう、子どもや女性、高齢者や障害のある人、外国人などに配慮した対策の推進や、要配慮者への支援の仕組みづくりに努めます。

3 雨水溢水対策等の推進

雨水管の計画的な整備などによる雨水溢水対策の強化を図ります。また、公共施設や家庭などの貯留・浸透施設などの整備を促進します。

4 耐震化の促進

公共施設や緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を進めます。また、民間建築物に対する耐震診断・耐震改修などの支援の充実を図ります。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
防災基盤整備の推進	災害時の情報伝達手段となる防災行政無線等を整備します。また、迅速な情報伝達と各拠点との連携強化を図るとともに、「西東京市安全・安心いーなメール」を運用し、幅広い情報伝達を行います。	危機管理課
危機管理体制の強化	「西東京市危機管理基本ガイドライン」に基づき、研修・訓練を実施し、庁内における危機管理体制の強化を図ります。	危機管理課
緊急物資の充実、防災備蓄倉庫の整備	災害時に必要な緊急物資を確保するとともに、備蓄に必要な防災備蓄倉庫の整備やマンホールトイレ等の災害用トイレの充実を図ります。	危機管理課
消防団活動基盤の充実	火災や風水災の際に地域の防災リーダーとして活躍する消防団員の活動拠点である消防団詰所の建替えや消防ポンプ車の計画的な更新を行います。	危機管理課
自主防災組織活動への支援	地域における防災活動を支援するため、活動に必要な防災資器材等の購入経費の補助や、防災市民組織等を対象とした研修及び訓練事業等を実施し、防災リーダーの養成等を行います。	危機管理課
防災意識の啓発	防災意識の向上を目的とした防災イベントや各種訓練を実施します。また、自治会や町内会等に対する防災講話の実施や、地域配備消火器の適切な管理、ハザードマップの作成等を行います。	危機管理課
災害時の相互協力体制の充実	発災時に支援を要する高齢者、障害のある人等に関する情報を集約し、災害時要援護者名簿及び避難行動要支援者名簿を作成し、自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難体制の確保を図ります。	危機管理課
学校避難所運営協議会の充実	災害時に市立小学校及び中学校を避難所として円滑に開設・運営できるよう、また、地域の防災意識等の向上を図るため、学校及び地域住民等による協議や訓練を行います。	危機管理課 教育企画課
雨水溢水対策事業の実施	集中豪雨による都市型水害等を防ぐため、雨水管の計画的な整備等による雨水溢水対策の強化、公共施設や家庭等における貯留・浸透施設等の整備の促進、旧日特管の老朽化対策を実施します。	下水道課
雨水幹線整備事業の実施	市内の溢水対策を進めるため、東京都が施行する白子川一号雨水幹線の進捗状況を踏まえ、市内雨水幹線の整備を検討します。	下水道課
民間建築物の耐震化の促進	「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物及び避難路に面するブロック塀等に対して、建物の耐震化に向けた支援を行います。	住宅課

防犯・交通安全の推進

施策目標

市民や地域、関係機関と連携し、誰もが安心して暮らせる安全なまちをめざします。

現状と課題

- ▶ 全国では、平成 14（2002）年をピークに減少を続けてきた刑法犯認知件数が、令和 4（2022）年に 20 年ぶりに増加しましたが、本市でも増加傾向に転じています。
- ▶ 本市では、防犯パトロールや防犯活動団体との連携による見守り活動など、防犯体制の強化に向けた取組を進めてきました。また、警察や関係機関と連携し、特殊詐欺の撲滅に向けた取組や自転車の安全利用に関する啓発活動なども実施しています。
- ▶ 犯罪や交通事故を減らし、地域の安全・安心を確保するためには、市民や子どもの安全意識を高め、防犯・交通安全に継続して取り組むとともに、警察をはじめ

とする関係機関とさらに連携を密にし、あらゆる世代において防犯力を強化することが必要です。

- ▶ 自転車利用者が増えており、利用時のマナーの向上に向けた啓発等が必要です。
- ▶ 消費者トラブルについては、その事案が多様化・複雑化しているため、引き続き、市民がトラブルに巻き込まれないための防止策の構築や、迅速で分かりやすい情報提供に取り組むことが重要です。あわせて、成年年齢の引き下げに伴う、若年層に対する消費者被害防止への対策も必要です。

関連する個別計画等

- ・交通安全計画

データ

■ 交通事故発生件数及び死傷者数の推移



成果指標

	現状値	目標値
● 市内の指定重点犯罪認知件数 🗿	103 件	削減
● 市内で発生した交通事故の件数 🗿	211 件	削減
● 「地域パトロール強化などの防犯対策」に対する市民満足度	26.3% (令和 3 年度)	28.8%
● 消費生活講座・講演への参加延べ人数	103 人	150 人

🗿: 西東京市版健康指標

目標の実現に向けた取組内容

1 市民と連携した防犯体制の強化

関係機関と連携し、防犯活動団体などへの情報提供や支援を行い、市民の防犯意識や巧妙化する特殊詐欺等への意識の向上を図るとともに、地域の見守り活動を強化し、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

2 市民と連携した交通安全の推進

市民、地域、学校、警察、行政が連携して、子どもの見守りや交通安全の取組を推進するとともに市民の意識啓発に取り組みます。また、自転車の安全利用に向けた取組を進めます。

3 消費者トラブルの未然防止

複雑化・高度化する消費者トラブルに対応するため、関係機関との連携により、配慮を要する消費者を見守るネットワークを強化します。また、トラブルにあわないための取組として、消費者教育の推進や積極的な情報提供に努めます。

主要事務事業

事業	事業概要	所管課
安全・安心なまちづくりの推進	市民の防犯意識の向上を図り、自主的な活動を促すため、市民や関係機関等との連携を図るとともに、防犯に関する情報提供や公共施設における防犯対策を行います。	危機管理課
交通安全の取組	交通事故の減少を目指し、交通安全意識啓発のための周知・広報活動を行います。また、市内小学校における自転車安全教室のほか、市民や新入学児童を対象とした交通安全教室を開催します。	交通課
消費者相談事業の充実	消費者被害の未然・拡大防止を図るため、消費生活相談窓口を設置し、専門資格を有する相談員による相談対応を行うとともに、消費生活に関する啓発活動に取り組みます。	協働コミュニティ課

